

第 11 回（令和 6 年度第 1 回）宝達志水町小学校統合準備委員会 次第

日時：令和 6 年 6 月 27 日（木） 午後 7 時 00 分

場所：宝達志水町役場 2 階 大集会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 委嘱状の交付

4 小学校統合準備委員会委員の紹介

5 事務局の紹介

6 議 事

（1）小学校統合準備委員会について（資料 1）

（2）経過報告・委員会スケジュールについて（資料 2）

（3）総務部会及び通学・PTA 部会の開催について

7 閉 会

令和6年度宝達志水町小学校統合準備委員会名簿

資料 1

	役 職	氏 名	備 考
1	見識者	山下 茂	委員長
2	押水第一小学校校長	基村 俊成	通学・PTA部会長
3	押水第一小学校教頭	松本 幸子	通学・PTA部会
4	押水第一小学校PTA会長	荒川 光	総務部会
5	押水第一小学校PTA副会長	甲田 貴之	通学・PTA部会
6	押水第一小学校PTA母親代表	長藤 佳子	総務部会
7	宝達小学校校長	村田 浩彦	総務部会長
8	宝達小学校教頭	石井 優子	総務部会
9	宝達小学校PTA会長	川場 正記	通学・PTA部会
10	宝達小学校PTA副会長	中村 友梨	総務部会
11	宝達小学校PTA母親代表	広正 仁美	通学・PTA部会
12	相見小学校校長	坂井 雪絵	総務部会
13	相見小学校教頭	古田 正樹	通学・PTA部会
14	相見小学校PTA会長	中村 伸之介	総務部会
15	相見小学校PTA副会長	松田 洋介	通学・PTA部会
16	相見小学校PTA母親代表	山田 優希	総務部会
17	樋川小学校校長	岩網 清美	通学・PTA部会長
18	樋川小学校教頭	岡島 優子	通学・PTA部会
19	樋川小学校PTA会長	木村 久利	総務部会
20	樋川小学校PTA副会長	北本 あすか	通学・PTA部会
21	樋川小学校PTA母親代表	小柳 春菜	総務部会
22	志雄小学校校長	宮下 慶子	総務部会長
23	志雄小学校教頭	笠松 幹生	総務部会
24	志雄小学校PTA会長	松島 裕子	通学・PTA部会
25	志雄小学校PTA副会長	奥野 建彦	総務部会
26	志雄小学校PTA母親代表	河上 有花	通学・PTA部会
27	北大海第一保育所保護者会代表	蔵谷 幸司	通学・PTA部会
28	相見保育所保護者会代表	村井 裕子	総務部会
29	南部保育所保護者会代表	杉中 俊介	通学・PTA部会
30	中央保育所保護者会代表	美作 羽衣	総務部会

事務局

	役 職	氏 名	備 考
1	教育長	細江 孝	
2	学校教育課長兼小学校統合準備室長	松浦 賢也	総務部会担当
3	学校教育課担当課長	杉谷 靖史	通学・PTA部会担当
4	学校教育課小学校統合準備室次長	南谷 賢朗	総務部会担当
5	学校教育課小学校統合準備室主幹	中橋 理樹	通学・PTA部会担当

総務部部会名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	総務部会長	村田 浩彦	宝達小学校校長
2	総務部会長	宮下 慶子	志雄小学校校長
3		荒川 光	押水第一小学校PTA会長
4		長藤 佳子	押水第一小学校PTA母親代表
5	会議録	石井 優子	宝達小学校教頭
6		中村 友梨	宝達小学校PTA副会長
7		坂井 雪絵	相見小学校校長
8		中村 伸之介	相見小学校PTA会長
9		山田 優希	相見小学校PTA母親代表
10		木村 久利	樋川小学校PTA会長
11		小柳 春菜	樋川小学校PTA母親代表
12	会議録	笠松 幹生	志雄小学校教頭
13		奥野 建彦	志雄小学校PTA副会長
14		村井 裕子	相見保育所保護者会代表
15		美作 羽衣	中央保育所保護者会代表
16		松浦 賢也	学校教育課長兼小学校統合準備室長
17		南谷 賢朗	学校教育課小学校統合準備室次長

通学・PTA部会名簿

	役 職	氏 名	備 考
1	通学・PTA部会長	基村 俊成	押水第一小学校校長
2	通学・PTA部会長	舩網 清美	樋川小学校校長
3	会議録	松本 幸子	押水第一小学校教頭
4		甲田 貴之	押水第一小学校PTA副会長
5		川場 正記	宝達小学校PTA会長
6		広正 仁美	宝達小学校PTA母親代表
7		古田 正樹	相見小学校教頭
8		松田 洋介	相見小学校PTA副会長
9	会議録	岡島 優子	樋川小学校教頭
10		北本 あすか	樋川小学校PTA副会長
11		松島 裕子	志雄小学校PTA会長
12		河上 有花	志雄小学校PTA母親代表
13		蔵谷 幸司	北大海第一保育所保護者会代表
14		杉中 俊介	南部保育所保護者会代表
15		杉谷 靖史	学校教育課担当課長
16		中橋 理樹	学校教育課小学校統合準備室主幹

小学校統合準備委員会について

1 目的

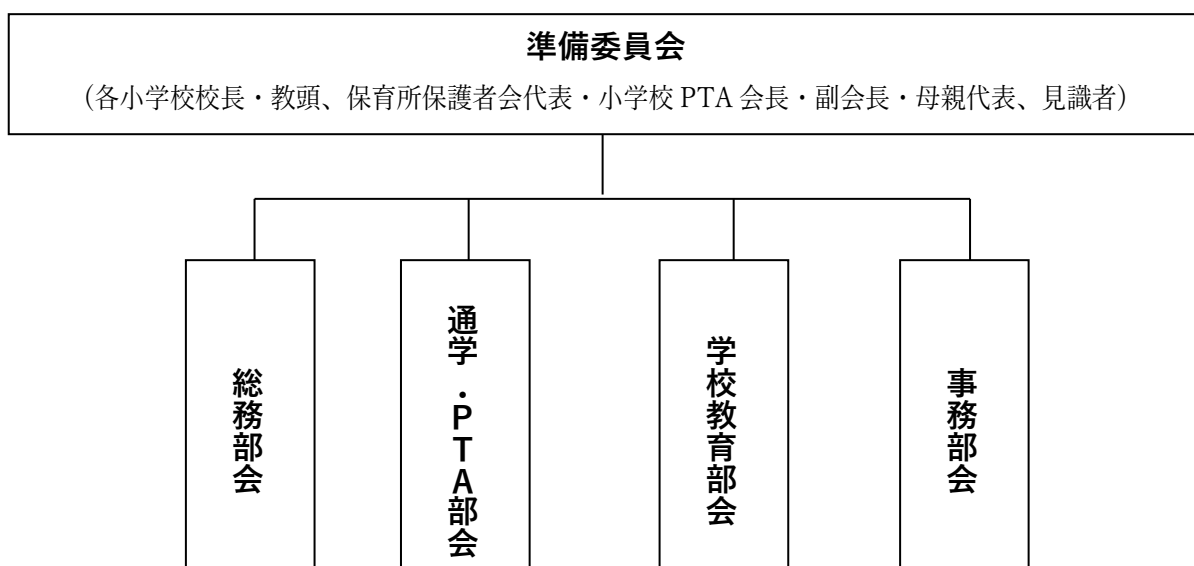
宝達志水町立小学校の統合について、所要の準備を行い、教育的課題の調査及び検討を行うと共に、統合小学校開校までに準備が必要な事項について協議し、円滑な移行を図ることを目的とする。

2 準備委員会は、次に掲げる統合学校区ごとにそれぞれ設置する。

- (1) 押水第一小学校・宝達小学校・相見小学校
- (2) 樋川小学校・志雄小学校

3 準備委員会で協議する事項

- (1) 統合小学校の名称、校章、校旗、校歌、校訓、制服等に関する事
- (2) 通学体制に関する事
- (3) PTA の組織運営に関する事
- (4) 教育課程、学校行事に関する事
- (5) 設備、備品に関する事
- (6) その他統合準備に関する事



小学校統合準備委員会組織表

	準備委員会	総務部会	通学・PTA 部会	学校教育部会	事務部会
見識者	委員長(兼)				
押水第一小 PTA 会長	○	○			
押水第一小 PTA 副会長	○		○		
押水第一小 PTA 母親代表	○	○			
宝達小 PTA 会長	○		○		
宝達小 PTA 副会長	○	○			
宝達小 PTA 母親代表	○		○		
相見小 PTA 会長	○	○			
相見小 PTA 副会長	○		○		
相見小 PTA 母親代表	○	○			
北大海第一保育所保護者会会長	○		○		
相見保育所保護者会会長	○	○			
押水第一小学校校長	○		部会長		
宝達小学校校長	○	部会長			
相見小学校校長	○	○		部会長	部会長
押水第一小学校教頭	○		会議録		
宝達小学校教頭	○	会議録			
相見小学校教頭	○		○	会議録	会議録
見識者	委員長(兼)				
樋川小 PTA 会長	○	○			
樋川小 PTA 副会長	○		○		
樋川小 PTA 母親代表	○	○			
志雄小 PTA 会長	○		○		
志雄小 PTA 副会長	○	○			
志雄小 PTA 母親代表	○		○		
南部保育所保護者会会長	○		○		
中央保育所保護者会会長	○	○			
樋川小学校校長	○		部会長		部会長
志雄小学校校長	○	部会長		部会長	
樋川小学校教頭	○		会議録		会議録
志雄小学校教頭	○	会議録		会議録	
各小学校教務主任				5	
各小学校生徒指導主事			5	5	
各小学校児童会担当				5	
各小学校事務職員		5			5
委員数	30 人	20 人	19 人	19 人	9 人

宝達志水町小学校統合準備委員会設置要綱

令和3年9月13日
教育委員会告示第7号

(設置)

第1条 宝達志水町立小学校の統合について、所要の準備を行い、円滑な移行を図るため、宝達志水町小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

2 準備委員会は、次に掲げる統合学校区ごとにそれぞれ設置する。

- (1) 押水第一小学校、宝達小学校、相見小学校
- (2) 樋川小学校、志雄小学校

(準備委員会の所掌事務)

第2条 準備委員会は、次の号に掲げる事項を調査及び協議するものとする。

- (1) 学校の名称、校章、校歌、制服等に関すること。
- (2) 通学路、通学方法に関すること。
- (3) PTAの組織運営に関すること。
- (4) 教育課程、学校行事等に関すること。
- (5) 設備・備品整備に関すること。
- (6) 閉校及び開校記念事業に関すること。
- (7) その他統合準備に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員30人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 小学校保護者代表
- (2) 保育所保護者代表
- (3) 学校関係職員
- (4) 教育に関して識見を有する者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

2 教育委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、当該地位等にある者を委員として委嘱する。

3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。ただし、第1回目の会議は教育長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員長は、準備委員会に別表に掲げる専門部会を置き、検討事項について専門的に調査検討させるものとする。

- 2 専門部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 専門部会の会議は部会長が招集する。ただし、第1回目の部会は教育長が招集する。

(事務局)

第8条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局内において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 この告示は、第1条に規定する目的達成後、その効力を失う。

別表(第7条関係)



専門部会	検討事項
総務部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校の名称等に関する事。 (学校の名称、校章、校歌、制服等) 2 閉校及び開校式典事業に関する事。 3 その他総務部会に属する事項
通学・PTA部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 通学体制に関する事。 (通学路、通学の方法、安全対策、スクールバスの運行計画等) 2 PTAの組織運営に関する事。 (組織編制、規約の制定、役員を選出方法、運営計画等) 3 その他通学・PTA部会に属する事項
学校教育部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育課程等教育内容の策定 2 学校行事に関する事。 3 生活指導に関する事。 4 健康安全に関する事。 5 その他学校教育部会に属する事項
事務部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 教材、教具に関する事。 2 設備及び備品等の整備、移転・廃棄に関する事。 (備品、学校図書、文書の保存・廃棄等) 3 移転準備・予算に関する事。 4 児童交流事業に関する事。 5 児童会に関する事。 6 その他事務部会に属する事項

令和6年度小学校統合準備委員会スケジュールについて

開 催 日	会 議 名	備 考
第11回小学校統合準備委員会 和6年6月27日(木) 午後7時00分 会場：役場・さくらドーム	第14回総務部会 <u>開校式・入学式日程の検討</u> 第15回通学・PTA部会 <u>PTA規約・運営計画の協議</u>	令和6年度 (第1回)
第12回小学校統合準備委員会 令和6年8月22日(木) 午後7時00分 会場：役場・さくらドーム	第15回総務部会 <u>開校式・入学式日程の決定、校歌披露</u> 第16回通学・PTA部会 <u>PTA規約・運営計画の決定</u>	令和6年度 (第2回)
第13回小学校統合準備委員会 令和6年12月19日(木) 午後7時00分 会場：役場・さくらドーム	未協議事項の調整、決定	令和6年度 (第3回)
第14回小学校統合準備委員会 令和7年2月6日(木) 午後7時00分 会場：役場・さくらドーム	未協議事項の調整、決定	令和6年度 (第4回)

※令和5年度の開催5回から1回減

小学校統合までの全体スケジュール(2校同時開校)予定

	令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				開校 4月
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	
議会関係	方 針 表 明 会				6 月 学 校 設 置 条 例 上 程	7 月 実 施 設 計 補 正	校 歌 制 作 負 担 債 務	改 修 工 事 計 画 上 程	改 修 工 事 上 程								
特別委員会 議会組織	小学校及び保育所統廃合特別委員会(～R5.1.6 町議会組織改編)																
住民説明会		護 者 説 明 会 P T A ・ 保															
町関係			基 本 設 計	済			実 施 設 計	済	一 般 競 争 入 札 仮 契 約	統 合 小 学 校 (2 校) 改 修 工 事 押 水 小 学 校 ⇒ 兼 六 ・ 勝 二 J V、 志 桜 小 学 校 ⇒ 真 柄 ・ 免 田 J V 工 事 監 理 押 水 小 学 校 ⇒ 株 浦 建 築 研 究 所、 志 桜 小 学 校 ⇒ 株 中 島 建 築 事 務 所							
	小 学 校 統 合 準 備 室 開 設				関 係 機 関 と の 協 議 ・ 調 整 (バ ス 待 合 所 の 占 用 協 議 等、 国 交 省、 県、 関 係 課 等 と の 協 議)												
										バ ス 格 納 庫 設 計	済	バ ス 待 合 所 設 計	済	ア ス ベ ス 調 査	済	バ ス 発 注 (統 合 関 係 ⇒ 中 型 1、 マ イ ク ロ 1、 ワ ン ホ ッ ク ス 2)	バ ス 格 納 庫 整 備 (現 有 2 台 含 む 6 台 分)
総務部会			校 名 の 決 定 (押 水 小 学 校、 志 桜 小 学 校)	済	校 章 ・ 校 旗 の 決 定	 	済	校 歌 制 作 (2 校)	町観光大使で声優、歌手で作詞も手がけている子浦出身の寺島拓篤さんに依頼することとし、所属する声優事務所の株アクセルワンと校歌制作の委託契約を2,640,000円で令和4年10月17日締結済み。令和6年秋頃の完成予定。委託料の予算化は令和6年度。				歌 唱 指 導				
			制 服 (イ ー ト ン 型 ダ ブ ル の 紺 色) 体 操 服 (ネ イ ビ ー & ラ イ ム グ リ ー ン) 町 内 統 一 し て 黄 色 い 帽 子 を 着 用	済	閉 校 式 (町 主 催) 及 び 閉 校 関 連 行 事 (各 校 実 行 委 員 会 主 催) の 検 討 日 程 ⇒ 令 和 7 年 3 月 20 日 (祝)、 22 日 (土)、 23 日 (日) で 実 施 予 定												
通学・PTA部会			通 学 路、 ス ク ー ル バ ス 運 行 計 画 (運 行 ル ー ト・ 乗 降 場 所・ 台 数・ 時 刻 表 の 決 定)	済	通 学 路 安 全 点 検 (令 和 5 年 8 月 28 日 ～ 29 日、 5 小 学 校 区 21 箇 所) 通 学 路 安 全 対 策 ア ド バ イ ザ ー (警 察 O B)、 羽 昨 署、 県 土 木、 町 交 通 安 全 協 会、 町 関 係 課、 学 校 令 和 6 年 度 通 学 路 安 全 点 検 実 施 予 定												
	P T A 組 織 編 制・ 規 約 及 び 役 員 選 出 方 法、 運 営 計 画 等 の 決 定																
学校教育部会	教 育 課 程 等 教 育 内 容 の 策 定 及 び 学 校 行 事・ 生 活 指 導・ 健 康 安 全 に 関 す る 事 項 の 決 定 ⇒ 学 校 教 職 員 で 随 時 開 催																
事務部会	教 材、 教 具 に 関 す る 事 項 及 び 備 品、 学 校 図 書、 文 書 の 保 存・ 廃 棄 等 の 整 理。移 転 準 備・ 予 算 に 関 す る 事 項。児 童 交 流 等 に 関 す る 事 項 の 決 定 ⇒ 学 校 教 職 員 及 び 事 務 局 で 随 時 開 催																

統
合
小
学
校
開
校

令和 5 年度までの協議状況について

総務部会
通学・P T A 部会
学校教育部会
事務部会

——総務部会の経過報告——

【開催状況】

開催日		協議内容
第1回	令和3年9月29日(水)	校名の募集方法の協議、校名を総務部会で10校に絞り込み決定
第2回	令和3年10月27日(水)	統合小学校校名募集要項の確認、校名選定、スケジュールの確認、校名選定懇話会委員の確認、制服・体操服の協議
第3回	令和3年11月24日(水)	制服、体操服の選考基準の協議
第4回	令和4年1月26日(水)	制服・体操服の選定方法について細部仕様の調整、校歌について意見聴取(実際に音源を聞いてから再度検討)
第5回	令和4年3月9日(水)	校名候補の選考について(10校に選定)校歌について意見聴取、制服・体操服の確認
第6回	令和4年6月22日(水)	校章の募集要項、募集期間、選考スケジュールについて協議
第7回	令和4年10月26日(水)	校章の応募結果(押水小学校120作品、志桜小学校66作品)総務部会として各校5作品に絞り込み
第8回	令和4年12月21日(水)	閉校関連行事について ・閉校式・閉校記念式典の協議 ・閉校記念式典の運営組織について協議
第9回	令和5年2月22日(水)	閉校関連行事について ・前回の協議した確認事項 ・閉校式の参加予定者について協議
第9回	令和5年2月22日(水)	閉校関連行事について ・前回の協議した確認事項 ・閉校式の参加予定者について協議
第10回	令和5年6月22日	閉校関連行事について ・閉校記念事業費補助金について協議
第11回	令和5年9月21日	閉校関連行事について ・閉校式及び閉校記念式典の日程について協議
第12回	令和5年12月21日	閉校関連行事について ・閉校式及び閉校記念式典の日程について協議 ・閉校記念事業費補助金について協議
第13回	令和6年3月21日	閉校関連行事について ・前回の協議した確認事項

【報告事項】

1 校名について

押水地区統合小学校名 おしみず 押水小学校
志雄地区統合小学校 しお 志桜小学校

経緯：一般公募による 291 件の候補を総務部会として、押水地区 10 件、志雄地区 10 件を選定。さらに、小学校校名選定懇話会において 3 候補に絞り込んだ。令和 4 年第 2 回定例会（6 月議会）の全員協議会において、上記校名を報告。定例会に町立学校設置条例改正議案を提出、可決により名称が決定した。

2 校章について



押水小学校校章



志桜小学校校章

経緯：一般公募による 186 件の候補を、小学校長による 10 候補に、総務部会による 5 候補に絞り込みをした後、校章選定会議において最優秀作品を選定。類似商標調査の結果を踏まえて、令和 4 年 12 月の小学校統合準備委員会にて公表した。

3 制服、体操服について

(1) 制服

イートン型（襟なし）ダブルの紺色とし、二校同一のものとする。経済的負担への配慮から、着用制限を設けず令和 4 年度中から導入開始済み。

(2) 体操服

保護者、教員の投票による投票により選定した結果、ネイビー&ライムグリーンのものとなった。制服同様に着用制限を設けず令和 4 年度中から導入開始済み。また、黄色い帽子を町内統一としキャップ型もしくはメトロ型の選択に、内履きズックは白色を基準とする。

【協議継続事項】

4 校歌制作について

声優・歌手として活躍中であり、本町出身の寺島拓篤氏が所属する（株）アクセルワンと校歌制作業務を締結済み（R4.10.17～R6.6.28）。制作の後には、別途編曲及び歌唱指導を行う予定。

5 閉校関連行事の検討について

- (1) 閉校式、閉校記念式典の二部構成で行う。
- (2) 閉校式は町主体、閉校記念式典は各学校主体で実施。
- (3) 町主体の閉校式の参加予定者について
町長、副町長、教育長、町議会議長、※町議会議員、※町教育委員会委員、小学校統合準備委員会委員長、※小学校 PTA 会長、※駐在所、※宝達志水町交通安全協会分会長、※学校評議員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、※区長、※主任児童委員、※小学校 PTA 副会長、※小学校 PTA 母親代表、※保育所保護者会代表
(※印の役職の方は、地元の学校へ出席してもらう)
- (4) 閉校記念式典の運営組織（実行委員会）は、各学校で実行委員会を立ち上げ、実行委員会には学校、保護者、地域の方が入る。（実行委員会の組織は、各学校に一任する。）
- (5) 閉校記念事業の内容は、各学校の実行委員会で決めていく。
- (6) 閉校式の開催日は下記の通りとする。

候補日	午前	午後
令和 7 年 3 月 20 日（祝木）	相見	志雄
令和 7 年 3 月 22 日（土）	押水第一	宝達
令和 7 年 3 月 23 日（日）	樋川	—

- ・閉校式に続き、閉校記念事業等を開催。
- ・統合のための準備が多い相見と志雄を先とし、ほか 3 校は学校設置条例の順。

6 小学校閉校記念事業費補助金について（令和 6 年 3 月要綱制定）

閉校する町立小学校において、令和 6 年度に実行委員会等が実施する閉校記念行事に要する経費に対し、上限額を 70 万円として補助をする。

- ・対象とする経費は、令和 6 年度実施の事業
- ・閉校記念行事等に要する経費（委員手当、飲食費、環境に影響を及ぼす恐れのある事業に要する経費、記念碑等建立費（既存のものを活用する場合は可）、植樹に要する経費を除く）
- ・記念品に要する経費
- ・閉校記念誌等の発行に要する経費 など

1 通学に関する事項

- (1) 第1回（令和3年9月）
通学方法を決定
相見小学校、志雄小学校は現行のまま変更しない。（徒歩、一部バス通学）
押水第一小学校、宝達小学校、樋川小学校は、原則バス通学とする。
- (2) 第2回（令和3年10月）
令和7年度の児童分布を基に、バス停の場所を協議
- (3) 第3回（令和3年11月）
バス停毎の課題点を整理
- (4) 区長説明会（令和3年12月）
樋川小学校、押水第一小学校、宝達小学校校区の区長に運行計画を説明
- (5) 第4回（令和4年1月）～第5回（令和4年3月）
バス停の場所、車両、運行ルート等を協議
- (6) 第6回（令和4年6月）
令和3年度協議内容を確認
- (7) 第7回（令和4年8月）
バス停までの通学路の危険個所を洗い出し、対策を検討
- (8) 第8回（令和4年10月）
危険個所、対策案を取りまとめ、通学路安全点検に引き継ぐことを確認

2 PTAに関する事項

- (1) 第6回（令和4年6月）
※事務局から事前説明
PTAは、会員の自由意思により組織される任意団体であり、統合小学校でPTAを組織するのか、その運営をどうしていくのかの決定は、教育委員会主導であってはならない。
5小学校の現行のPTA規約を比較
- (2) 第7回（令和4年8月）
PTAの設置を決定、年間行事計画について協議
- (3) 第8回（令和4年12月）
年間行事計画について協議。詳細は、今後調整とする。
委員会は、広報・環境・総務企画・教養の4つをベースとする。
- (4) 第9回（令和4年12月）

第8回までの協議内容、現行の規約、PTA 参考規約（旧文部省）を基に、事務局から「規約案」を提示、内容を協議

(5) 第10回（令和5年2月）

令和4年度協議内容の総括

(6) 第11回（令和5年6月）

令和4年度協議内容の確認

(7) 第12回（令和5年9月）

(8) 第13回（令和5年12月）

(9) 第14回（令和6年3月）

} 2校に分かれて、規約を協議、協議内容は各校の規約（案）に記載

——学校教育部会の経過報告——

【開催状況】

開催日		協議内容
令和4年度 第1回	令和4年6月3日(金)	(各校教務主任参加) ○統合小学校に向けた教育課程について
第2回	令和4年7月1日(金)	(各校教務主任参加) ○統合小学校における「総合的な学習の時間の年間計画」作成について
第3回	令和4年7月4日(月)	(各校生徒指導主事参加) ○統合小学校における「学校生活のきまり(案)」について
第4回	令和4年7月8日(金)	(各校研究主任参加) ○統合小学校における学習規律について
第5回	令和4年7月26日(火)	(各校教務主任参加) ○統合小学校における「総合的な学習の時間の年間計画」作成について
第6回	令和4年7月29日(金)	(各校生徒指導主事参加) ○統合小学校における「校外生活のきまり(案)」について
第7回	令和4年8月25日(木)	(各校教務主任参加) ○統合小学校における学校行事について
第8回	令和4年10月31日(月)	(各校2年担任参加) ○今年度合同で実施する生活科の活動について
第9回	令和4年12月6日(火)	(各校教務主任参加) ○今年度合同で実施した「生活科・総合的な学習の時間の活動」の「成果と課題、来年度の方向性」について
第10回	令和5年2月17日(金)	(各校教務主任参加) ○来年度合同で実施する「生活科・総合的な学習の時間の活動及び学校行事等の取組」について
第11回	令和5年3月3日(金)	(各校教務主任参加) ○統合小学校に向けたC4thの扱いについて
令和5年度 第1回	令和5年7月27日(火)	(各校養護教諭参加) ○「保健関係の備品」について ○各種年間計画について
第2回	令和5年8月10日(木)	(各校2年担任参加) ○三校合同による「生活科体験学習・校外学習」について
第3回	令和5年8月10日(木)	(各校3年担任参加) ○三校合同による「総合的な学習」について
第4回	令和5年8月29日(火)	(各校理科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第5回	令和5年10月23日 (月)	(各校家庭科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第6回	令和5年10月27日 (金)	(各校体育科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について

第7回	令和5年11月21日 (火)	(各校音楽科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第8回	令和5年11月24日 (金)	(各校社会科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第9回	令和5年11月30日 (木)	(各校図工科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第10回	令和6年2月15日(木)	(各校生活科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第11回	令和6年2月15日(木)	(各校国語科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第12回	令和6年2月16日(金)	(各校算数科担当参加) ○統合小学校に向けた備品等の確認について
第13回	令和6年2月27日(金)	(各校教務主任参加) ○今年度の取組について ○令和6年の年間計画について ○日課表について
第14回	令和6年3月1日(金)	(各校養護教諭参加) ○統合小学校に向けた学校保健計画等について

——事務部会の経過報告——

【開催状況】

開催日		協議内容
令和4年度 第1回	令和4年8月2日(水)	(各校事務職員参加) ○各校の備品及び文書等の取扱い(調査方法)について ○各校の寄贈品の確認について
第2回	令和4年9月9日(金)	(各校事務職員参加) ○各校の寄贈品の確認及び扱いについて ○統合までの方向性(全体スケジュール予定)について
第3回	令和4年10月17日(月)	(各校事務職員参加) ○各校の寄贈品の確認及び扱いについて ○備品台帳の形式について
第4回	令和4年11月17日(木)	(各校事務職員参加) ○「備品チェックリストの統一」と今後の方向性について
第5回	令和5年1月17日(火)	(各校事務職員参加) ○「備品シート(教科)」の作成について ○「学校備付表簿と保存年限」について
第6回	令和5年3月7日(火)	(各校事務職員参加) ○「備品シート(教科外)」の扱いについて ○「備品シート(教科・教科外)」をもとにした備品の取扱いについて ○統合後の消耗品について ○文書分類表簿の作成及び扱いについて
令和5年度 第1回	令和5年7月24日(月)	(各校事務職員参加) ○統合に向けた文書・備品等の取扱いについて ○各校の寄贈品の確認について

●小学校統合準備委員会で決定した内容

○通学方法

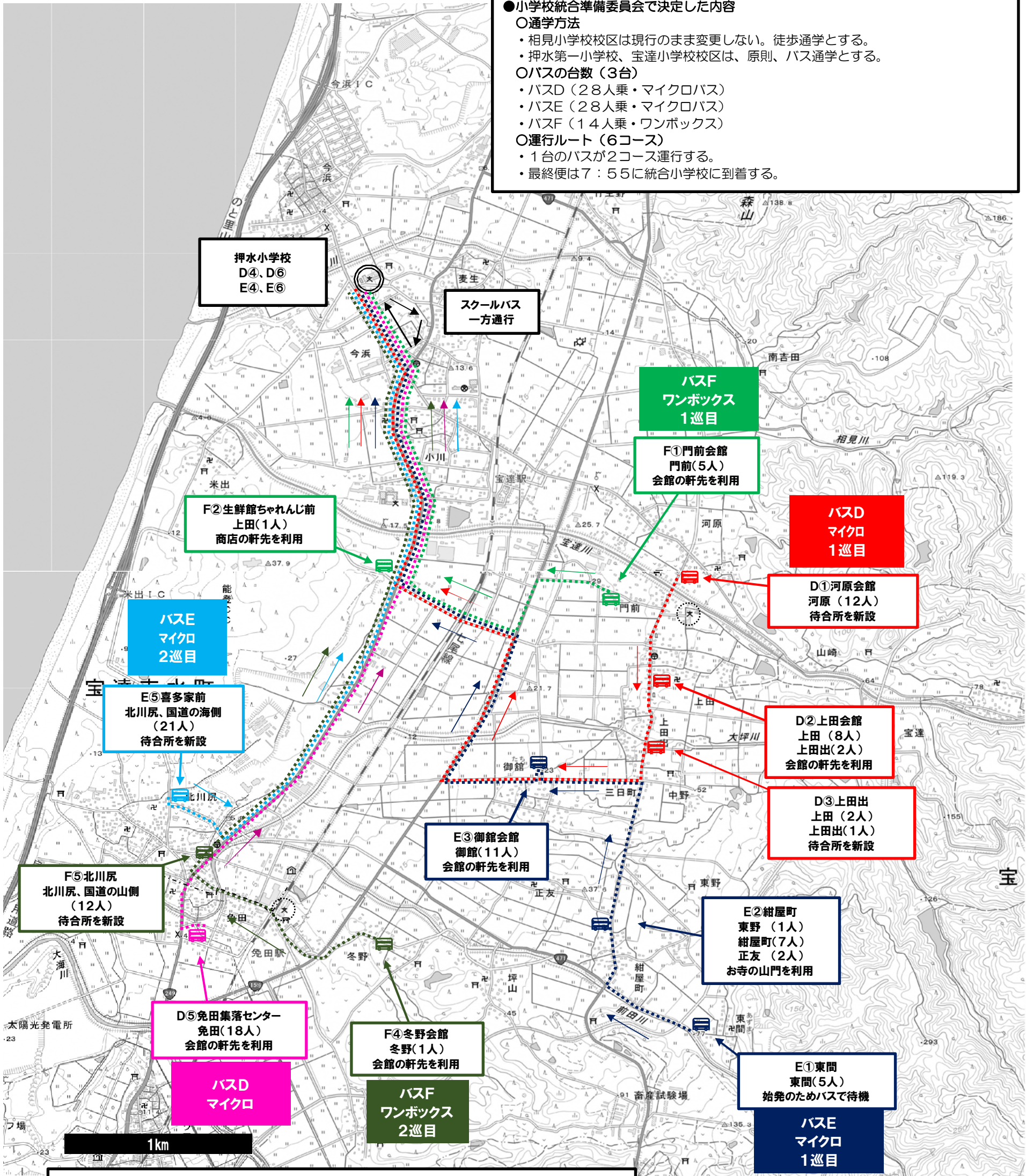
- ・相見小学校校区は現行のまま変更しない。徒歩通学とする。
- ・押水第一小学校、宝達小学校校区は、原則、バス通学とする。

○バスの台数（3台）

- ・バスD（28人乗・マイクロバス）
- ・バスE（28人乗・マイクロバス）
- ・バスF（14人乗・ワンボックス）

○運行ルート（6コース）

- ・1台のバスが2コース運行する。
- ・最終便は7：55に統合小学校に到着する。

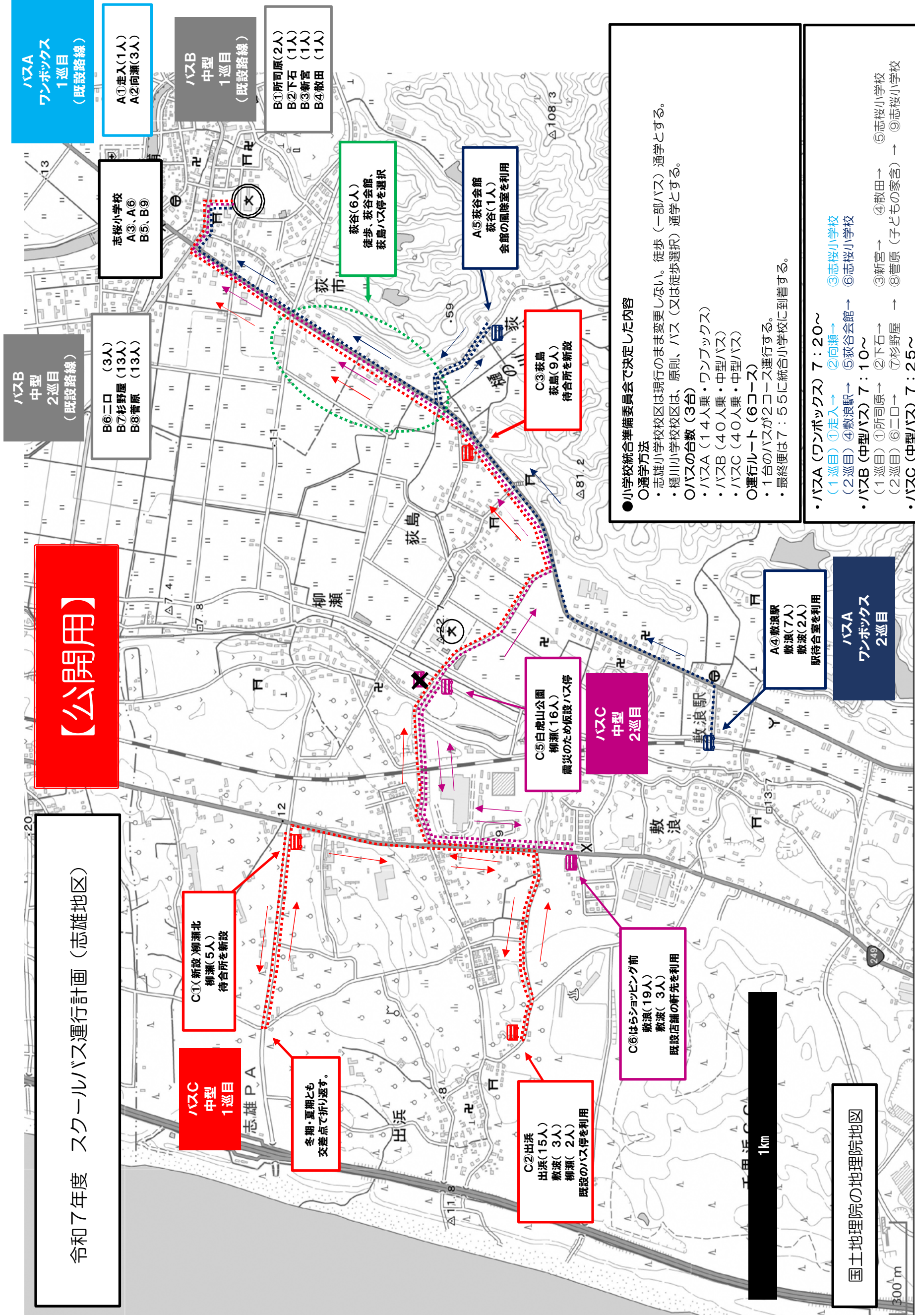


- ・バスD（マイクロバス）7：25～
（1巡目）①河原会館→ ②上田会館前→ ③上田出→ ④押水小学校
（2巡目）⑤免田集落センター→ ⑥押水小学校
- ・バスE（マイクロバス）7：25～
（1巡目）①東間→ ②紺屋町→ ③御館会館前→ ④押水小学校
（2巡目）⑤喜多家前→ ⑥押水小学校
- ・バスF（ワンボックス）7：25～
（1巡目）①門前会館→ ②生鮮館ちゃれんじ前→ ③押水小学校
（2巡目）④冬野→ ⑤北川尻→ ⑥押水小学校

国土地理院の地理院地図

令和7年度 スクールバス運行計画（志雄地区）

【公開用】



バスA
ワンボックス
1巡目
(既設路線)

A①走入(1人)
A②向瀬(3人)

バスB
中型
1巡目
(既設路線)

B①所司原(2人)
B②下石(1人)
B③新宮(1人)
B④散田(1人)

バスB
中型
2巡目
(既設路線)

B⑥二口(3人)
B⑦杉野屋(13人)
B⑧菅原(13人)

志桜小学校
A③、A⑥
B⑤、B⑨

萩谷(6人)
徒歩・萩谷会館、
萩島バス停を選択

A⑤萩谷会館
萩谷(1人)
会館の風除室を利用

C③萩島
萩島(9人)
待合所を新設

C⑤白虎山公園
柳瀬(16人)
震災のため仮設バス停

バスC
中型
2巡目

C⑥はらシヨツピング前
敷浪(19人)
敷波(3人)
既設店舗の軒先を利用

C②出浜
出浜(15人)
敷波(3人)
柳瀬(2人)
既設のバス停を利用

1km

国土地理院の地理院地図

300m

●小学校統合準備委員会で決定した内容

○通学方法

- 志雄小学校校区は現行のまま変更しない。徒歩（一部バス）通学とする。
- 樋川小学校校区は、原則、バス（又は徒歩選択）通学とする。

○バスの台数（3台）

- バスA（14人乗・ワンボックス）
- バスB（40人乗・中型バス）
- バスC（40人乗・中型バス）

○運行ルート（6コース）

- 1台のバスが2コース運行する。
- 最終便は7：55に統合小学校に到着する。

●バス（ワンボックス）7：20～

(1) 巡目 ①走入 → ②向瀬 → ③志桜小学校

(2) 巡目 ④敷浪駅 → ⑤萩谷会館 → ⑥志桜小学校

●バスB（中型バス）7：10～

(1) 巡目 ①所司原 → ②下石 → ③新宮 → ④散田 → ⑤志桜小学校

(2) 巡目 ⑥二口 → ⑦杉野屋 → ⑧菅原（子どもの家） → ⑨志桜小学校

●バスC（中型バス）7：25～

(1) 巡目 ①柳瀬北 → ②出浜 → ③萩島 → ④志桜小学校

(2) 巡目 ⑤白虎山公園 → ⑥はらシヨツピング前 → ⑦志桜小学校

スクールバス運行時刻表（案）

（条件等）

- ・最終便は7：55までに統合小学校に到着する。
- ・既設の路線（Aの前半、B）は、現行の運行時刻表から転載
- ・新設の路線（Aの後半、C、D、E、F）は、普通車での試走結果、今後バス車両で走行して時間を確定する。
- ・統合小学校での降車時間を3分考慮した。（▽は降車人数）

バスA・ワンボックス	人数 [人]	時間／累計 [分]	時刻
①走入	1	0 / 0	7 : 20
②向瀬	3	6 / 6	7 : 26
③志桜小学校	▽ 4	9+3 / 18	7 : 38
④敷浪駅	9	6 / 24	7 : 44
⑤荻谷会館	1	4 / 28	7 : 48
⑥志桜小学校	▽ 10	4 / 32	7 : 52

バスB・中型	人数 [人]	時間／累計 [分]	時刻
①所司原	2	0 / 0	7 : 10
②下石	1	5 / 5	7 : 15
③新宮	1	4 / 9	7 : 19
④散田	1	4 / 13	7 : 23
⑤志桜小学校	▽ 5	5+3 / 21	7 : 31
⑥二口	3	8 / 29	7 : 39
⑦杉野屋	13	5 / 34	7 : 44
⑧菅原・子どもの家	13	2 / 36	7 : 46
⑨志桜小学校	▽ 29	7 / 43	7 : 53

バスC・中型	人数 [人]	時間／累計 [分]	時刻
①柳瀬北	5	0 / 0	7 : 20
②出浜	20	6 / 6	7 : 26
③荻島（荻谷）	9（6）	5 / 11	7 : 31
④志桜小学校	▽ 34	3+3 / 17	7 : 37
⑤白虎山公園前	16	6 / 23	7 : 43
⑥はらショッピング前	22	3 / 26	7 : 46
⑦志桜小学校	▽ 38	7 / 33	7 : 53

バスD・マイクロ	人数 [人]	時間/累計 [分]	時刻
①河原会館	12	0 / 0	7:25
②上田会館	10	2 / 2	7:27
③上田出	3	2 / 4	7:29
④押水小学校	▽ 25	8+3 / 15	7:40
⑤免田集落センター	18	8 / 23	7:48
⑥押水小学校	▽ 18	7 / 30	7:55

バスE・マイクロ	人数 [人]	時間/累計 [分]	時刻
①東間	5	0 / 0	7:25
②紺屋町	10	3 / 3	7:28
③御館会館	11	3 / 6	7:31
④押水小学校	▽ 26	7+3 / 16	7:41
⑤喜多家前	21	7 / 23	7:48
⑥押水小学校	▽ 21	7 / 30	7:55

バスF・ワンボックス	人数 [人]	時間/累計 [分]	時刻
①門前会館	5	0 / 0	7:25
②生鮮館ちゃれんじ前	1	3 / 3	7:28
③押水小学校	▽ 6	4+3 / 10	7:35
⑤冬野	1	8 / 18	7:43
④北川尻	12	5 / 23	7:48
⑤押水小学校	▽ 13	7 / 30	7:55

統合小学校のPTA行事検討シート

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
統合小学校 行事	入学式 総会 学級懇談会 交通安全指導①	運動会 奉仕作業①	給食試食会	広報誌発行① 夏休みプール当番		交通安全指導② 奉仕作業② 学年親子活動	石川教育ウイーク	広報誌発行② 次年度役員選出	新旧役員引継	会計監査	卒業式 広報誌発行③	
						役員会・各委員会						

押水小学校	資源回収① (宝達) →年1回に変更	災害引渡訓練 (宝達)	資源回収② (宝達)							左義長 (第一・宝達・相見) 餅つき(第一)	スキー講師 (第一)	
志桜小学校		資源回収 (志雄)					講演会(志雄)				かるた(樋川) 餅つき(樋川)	

関連団体 行事等	町P連運営委員会等①		町P連運営委員会等② 青少年育成委員会①		PTA全国大会	グッドマナー キャンペーン 相撲大会合同練習	蓮華山相撲大会 町P連運営委員会等③ PTA東海北陸 ブロック大会	タウンミーティング 町PTA大会 (功労者表彰)	県PTA大会		町P連運営委員会等④ 青少年育成委員会②	
						県PTA各委員会 青少年育成委員・巡回指導						

※統合小学校でのPTA行事がある程度決まると、それを計画・運営していくための組織編制を考えていく必要がある。

※また、各学校のPTA組織に関わって、町P連の組織編制についても明確にしておく必要がある。

押水小学校PTA規約（案）

原案のとおり決定

第 1 章 名称および事務所

第 1 条 本会は、押水小学校 PTA という。

第 2 条 本会は、事務所を押水小学校に置く。

原案のとおり決定

第 2 章 目的

第 3 条 本会は、会員が互いに協力して、家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

原案のとおり決定

第 3 章 方針

第 4 条 本会は、次の方針に基づいて活動する。

(1) 教育を本旨とする団体として活動し、他のいかなる団体の支配や干渉を受けない。

(2) 本会の目的に沿った活動を行い、目的を同じくする他の団体と協力する。

(3) 賛同者は残す。

会費は活動内容を見ながら総会で決定する。

第 4 章 会員

第 5 条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。

(1) 押水小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者（以下、「保護者という。）」

(2) 押水小学校の教職員

(3) 本会に賛同する者は、総会の承認を得て、入会することができる。

第 6 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。

第 7 条 会費の金額は、総会で予算の承認を得て決定する。

原案のとおり決定

第 5 章 会計

第 8 条 本会の会計経理は、総会で承認された予算に基づいて行われる。

第 9 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

「母親代表」という名称は、なじみがあるので、そぐわなくなった時に変更する。

任期は、見通しをもつために 2 年でよい。

書記、会計には教職員も入れる。

校長の立場が分かるよう役職（相談役または顧問等）等に位置付ける。

第 6 章 役 員

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 保護者
- (2) 副会長 3名 保護者（次年度会長、母親代表、母親副代表）
- (3) 書記 2名 保護者、教職員 各1名
- (4) 会計 2名 保護者、教職員 各1名

第12条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第13条 役員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

第14条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の庶務を担当する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (5) 役員は、必要に応じて、各種会議等へ出席する。

原案のとおり決定

第 7 章 監査委員

第15条 本会の会計を監査するために、2名の監査委員を置く。

第16条 監査委員は、総会に報告される会計資料を監査し、総会で監査報告を行う他、随時に会計監査を行うことができる。

第17条 監査委員の任期は、1年とする。

第18条 監査委員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

原案のとおり決定

第 8 章 総 会

第19条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

第20条 総会は、毎年4月に開催する他、臨時に開催することができる。

第21条 総会の定足数は、委任状を含め、会員の5分の1とする。

第22条 総会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第23条 総会は、次のことを審議する。

- (1) 事業報告、決算報告、会計監査報告
- (2) 役員改選
- (3) 事業計画、予算計画
- (4) 規約の制定、改廃
- (5) その他の重要事項

支部選出委員を除く

（「支部選出委員」を「支部連絡代表」という名称で子ども会との連絡窓口（街頭指導当番など）として役割とする）

「校長、教頭」を除く（役員と重なるため）

第 9 章 運営委員会

第24条 総会に次ぐ決議機関として、運営委員会を置く。

第25条 運営委員会は、役員、専門委員会の正副委員長、~~支部選出委員、校長、教頭~~で構成する。

第26条 運営委員会は、次のことを審議し、方針を決定する。

- (1) 本会の目的を達成するために必要な事項
- (2) 専門委員会からの報告、提案事項
- (3) 総会の議案
- (4) その他必要な事項

運営委員会と役員会を併せて開催している学校が多いので不要かもしれないが、事前に話し合う機会を確保するため、役員会は残しておく。役員会は必要に応じて開催する。

第10章 役員会

第27条 本会の会務を遂行するため、役員会を置く。

第28条 役員会は、会長、副会長、書記（保護者）、会計（保護者）、校長、教頭で構成する。

第29条 役員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会務の遂行
- (2) 総会、運営委員会への提出する議案の整理、事前審議
- (3) その他必要な事項

(1)～(6)のすべてを残す。各部の仕事内容は、後ほど決める。

(5) 学年委員→各学年3人選出する。

仕事内容は、親子行事計画運営や学級懇談会司会などが考えられる。

第32条(2)「担当教諭」を「担当教諭等」に

第11章 専門委員会

第30条 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実行するため、次の専門委員会を置く。

- (1) 総務企画委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 環境安全委員会
- (4) 教養委員会
- (5) 学年委員会
- (6) 役員選考委員会
- (7) 支部選出委員会

第31条 専門委員会の委員長、副委員長は各委員の互選により決定する。

第32条 専門委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会は、各学年から選出された学年委員で構成する。

(2) 学年委員会は、各学年から選出された学年委員3名及び担当教諭等で構成する。

(3) 役員選考委員会は、会長及び副会長で構成する。

第33条 専門委員会の任務は次のとおりとする。

(1) 総務企画委員会は、本会の目的達成のため、運動会その他の企画をし、各委員会の活動の調整にあたる。

(2) 広報委員会は、広報活動を行う。

(3) 環境安全委員会は、児童の登下校の安全の確保を図り、環境の美化に努める。

(4) 教養委員会は、会員の教養を高め、家庭教育の振興を図り、児童の食育を推進する。

(5) 学年委員会は、学年・学級における諸問題等について話し合い、また、学年毎のPTA活動の推進を図る。

(6) 役員選考委員会は、次年度役員を選考にあたる学年委員を補助し、選考結果をとりまとめる。

(7) 支部は、細則の規定に基づき設置する。

(8) 支部選出委員は、細則の規定に基づき選出する。

原案のとおり決定

第12章 細則

第34条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第35条 細則を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

原案のとおり決定

第13章 慶弔規定

第36条 本会の慶弔規定は、運営委員会の議決を経て定める。

第37条 慶弔規定を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

原案のとおり決定

第14章 改正

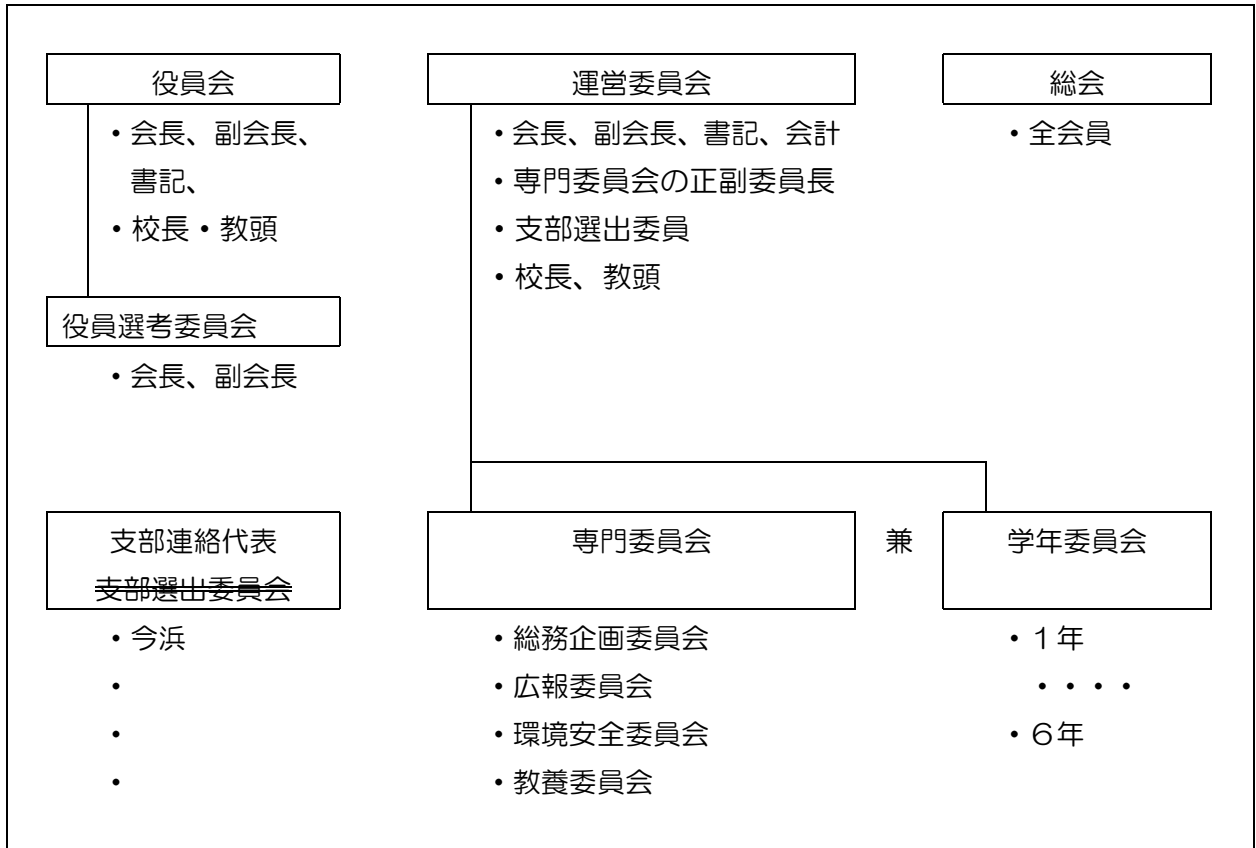
第38条 本規約は、総会で、出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

附 則

本規約は、令和7年4月1日から施行する。

運営委員会から支部選出運営委員会への線を削除し、名称を支部連絡代表と改める。

(押水小学校 PTA 組織イメージ)



押水小学校 PTA 細則（案）

原案のとおり決定

第 1 条 本細則は、規約の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

削除（会費は総会で決定する。）

~~第 2 条 本会の会費は、次のとおりとし、学校事務費に合わせて徴収する。~~

~~（1）保護者会員（世帯単位とする。）~~

~~ア（児童 1 人） 年額 円~~

~~イ（児童 2 人以上） 年額 円 ※児童の人数で区分が必要か。~~

~~（2）教職員会員 年額 円~~

~~（3）賛助会員 年額 円~~

原案のとおり決定

1 年目のみ 1 回で終了、R7 年度の役員からは、2 年括りで行う。しっかり申し送る。

第 3 条 役員、監査委員は、次の区分により、学年毎に選出する。

- 2 前年度の副会長は会長となり、母親副代表は母親代表となり、書記・会計は監査委員となる。
- 3 各学年の学年委員は、次年度の役員、監査委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
会長						1 名
副会長（次年度会長）					1 名	
副会長（母親代表）					1 名	
副会長（母親副代表） （次年度母親代表）				1 名		
書記（次年度監査委員）			1 名			
会計（次年度監査委員）		1 名				
監査委員			1 名	1 名		
計		1 名	2 名	2 名	2 名	1 名

原案のとおり決定

1 年目○の役員が 2 年目◎の仕事を担当する。

第 4 条 専門委員会の委員は、次の区分により、学年毎に選出し、学年委員会の委員を兼ねる。

- 2 総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会の各委員長は、前年度の副委員長から繰り上がり、副委員長はそれぞれ、新 5 年、新 1 年、新 4 年、新 2 年の保護者から選出する。
- 3 各学年の学年委員は、次年度の委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。
新 1 年生の委員選考は、役員選考委員会が行う。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
総務企画委員会	1名		1名	1名	○1名	◎1名
広報委員会	○1名	◎1名		1名	1名	1名
環境安全委員会	1名	○1名	◎1名		1名	
教養委員会		1名	○1名	◎1名		1名
計	3名	3名	3名	3名	3名	3名

◎は委員長、○は副委員長。

子ども会とPTAとの調整役として残す。

PTA 行事等の仕事を手伝ってもらう。

支部区域割については、次回までに各校で検討し、次回結果を発表する。

第 5 条 次の区分により支部を設ける。

今浜、米出、小川、新道、麦生、宿、竹生野・南吉田、、、

次回検討する。

第 6 条 支部選出委員の定数は、前年度の12月1日現在の保護者会員数（世帯単位）の15分の1とする。

附 則

本細則は、令和7年4月1日から施行する。

原案のとおり決定

押水小学校 PTA 慶弔規定（案）

第 1 条 本規定は、細則の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

第 2 条 次の基準により、慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

(1) 会員、在籍する児童の死亡

香典 10,000円、生花半対

(2) 会員、在籍する児童の14日間以上の入院

お見舞い 5,000円

(3) その他、会長が必要と認めるとき

会長が金額を決定し、次回の運営委員会に報告する。

附 則

本規定は、令和7年4月1日から施行する。

その他

- R7 年度県 P 連母親代表選出

- R6 年度中に押水第一小で決めておく。

- 町や単 P の母親代表とは切り離して選出する。

- 初年度の役員決め等

- ①PTA 組織（案）の A～C 小学校を決定する。

- ②各校で、R6 年度中に役員を選出する。

- ③各校で決まった役員全員が、6 年度中に集まり、PTA 詳細を詰めていく。

今後の課題

- 加入届けの範囲の検討（在校生の保護者への確認の有無）および時期

- 3 校の校長、教頭、PTA 会長を揃えての規約（案）の確認の場を設けなくてよいか。

志桜小学校 PTA 規約（案）

原案のとおり決定

第 1 章 名称および事務所

- 第 1 条 本会は、志桜小学校 PTA という。
- 第 2 条 本会は、事務所を志桜小学校に置く。

原案のとおり決定

第 2 章 目的

- 第 3 条 本会は、会員が互いに協力して、家庭・学校・社会における児童の健全な成長をはかることを目的とする。

原案のとおり決定

第 3 章 方針

- 第 4 条 本会は、次の方針に基づいて活動する。
- (1) 教育を本旨とする団体として活動し、他のいかなる団体の支配や干渉を受けない。
- (2) 本会の目的に沿った活動を行い、目的を同じくする他の団体と協力する。

第 4 章第 7 条の会費は、来年度に再来年度の役員の考えも取り入れて考え、再来年度で役員が判断して決めることにするが、原則、「総会で予算の承認を経て決定する」方向でいく。

第 4 章 会員

- 第 5 条 本会の会員となることのできる者は、次のとおりとする。
- (1) 志桜小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者（以下、「保護者」という。）
- (2) 志桜小学校の教職員
- (3) 本会に賛同する者は、総会の承認を得て、入会することができる。
- 第 6 条 本会の会員は、会費を納めるものとする。
- 第 7 条 会費の金額は、~~細則で定める。~~~~(or)~~総会で予算の承認を得て決定する。

原案のとおり決定

第 5 章 会計

- 第 8 条 本会の会計経理は、総会で承認された予算に基づいて行われる。
- 第 9 条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

「母親代表」という名称を「家庭教育委員」とする。

(樋) 役員の任期は、保護者にとって負担の少ない 1 年でよいが、会長職だけは引継が必要ではないか。副会長、会長は 2 年でどうか。

(志) 役員は全て1年で良い

→任期は1年とし、再任を妨げない。

第6章 役員

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 保護者
- (2) 副会長 3名 保護者（次年度会長、家庭教育委員母親代表、母親副代表）
- (3) 書記 2名 保護者、教職員 各1名
- (4) 会計 2名 保護者、教職員 各1名

第12条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

第13条 役員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

第14条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の庶務を担当する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (5) 役員は、必要に応じて、各種会議等へ出席する。

原案のとおり決定

第7章 監査委員

第15条 本会の会計を監査するために、2名の監査委員を置く。

第16条 監査委員は、総会に報告される会計資料を監査し、総会で監査報告を行う他、随時に会計監査を行うことができる。

第17条 監査委員の任期は、1年とする。

第18条 監査委員は、細則の規定に基づき選出し、総会の承認を受けて決定する。

原案のとおり決定

第8章 総会

第19条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高決議機関とする。

第20条 総会は、毎年4月に開催する他、臨時に開催することができる。

第21条 総会の定足数は、委任状を含め、会員の5分の1とする。

第22条 総会の決議は、出席者の過半数の賛成を必要とする。

第23条 総会は、次のことを審議する。

- (1) 事業報告、決算報告、会計監査報告
- (2) 役員改選
- (3) 事業計画、予算計画
- (4) 規約の制定、改廃
- (5) その他の重要事項

専門委員会の副委員長は外す。

第 9 章 運営委員会

第24条 総会に次ぐ決議機関として、運営委員会を置く。

第25条 運営委員会は、役員、専門委員会の正副委員長、支部選出委員、校長、教頭で構成する。

第26条 運営委員会は、次のことを審議し、方針を決定する。

- (1) 本会の目的を達成するために必要な事項
- (2) 専門委員会からの報告、提案事項
- (3) 総会の議案
- (4) その他必要な事項

役員会は、運営委員会の内容と被るので置かない。

~~第10章 役員会~~

~~第27条 本会の会務を遂行するため、役員会を置く。~~

~~第28条 役員会は、会長、副会長、書記（保護者）、会計（保護者）、校長、教頭で構成する。~~

~~第29条 役員会の任務は、次のとおりとする。~~

- ~~(1) 会務の遂行~~
- ~~(2) 総会、運営委員会への提出する議案の整理、事前審議~~
- ~~(3) その他必要な事項~~

支部選出委員会について、地区のことは区長、子供会は子供会で動いているので、PTAの組織に入る必要はないが、地区のPTA 行事を保険で補償しているので、残しておくが良い。

(1)～(4)の委員会をまとめて専門委員会とし、役割の平準化のために協議を重ね、活動内容や人数などを決める。

第11章 専門委員会

第30条 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案、実行するため、次の専門委員会を置く。

- ~~(1) 専門委員会総務企画委員会~~
- ~~(2) 広報委員会~~
- ~~(3) 環境安全委員会~~
- ~~(4) 教養委員会~~
- (5) 学年委員会
- (6) 役員選考委員会
- (7) 支部選出委員会

第31条 専門委員会の委員長、副委員長は各委員の互選により決定する。

第32条 専門委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会は、各学年から選出された

学年委員で構成する。

(2) 学年委員会は、各学年から選出された学年委員3名及び担当教諭で構成する。

(3) 役員選考委員会は、会長及び副会長で構成する。

第33条 専門委員会の任務は次のとおりとする。

~~(1) 総務企画委員会は、本会の目的達成のため、運動会その他の企画をし、各委員会の活動の調整にあたる。~~

~~(2) 広報委員会は、広報活動を行う。~~

~~(3) 環境安全委員会は、児童の登下校の安全の確保を図り、環境の美化に努める。~~

~~(4) 教養委員会は、会員の教養を高め、家庭教育の振興を図り、児童の食育を推進する。~~

(5) 学年委員会は、学年・学級における諸問題等について話し合い、また、学年毎のPTA活動の推進を図る。

(6) 役員選考委員会は、次年度役員の選考にあたる学年委員を補助し、選考結果をとりまとめる。

(7) 支部は、細則の規定に基づき設置する。

(8) 支部選出委員は、細則の規定に基づき選出する。

第12章 細則

第34条 本会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。

第35条 細則を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

第13章 慶弔規定

第36条 本会の慶弔規定は、運営委員会の議決を経て定める。

第37条 慶弔規定を制定または改廃した場合は、次期総会に報告しなければならない。

参集型の総会ができず、書面提案の場合は、出席者ではなく、回答書の提出数とすることを付け加えてはどうか。

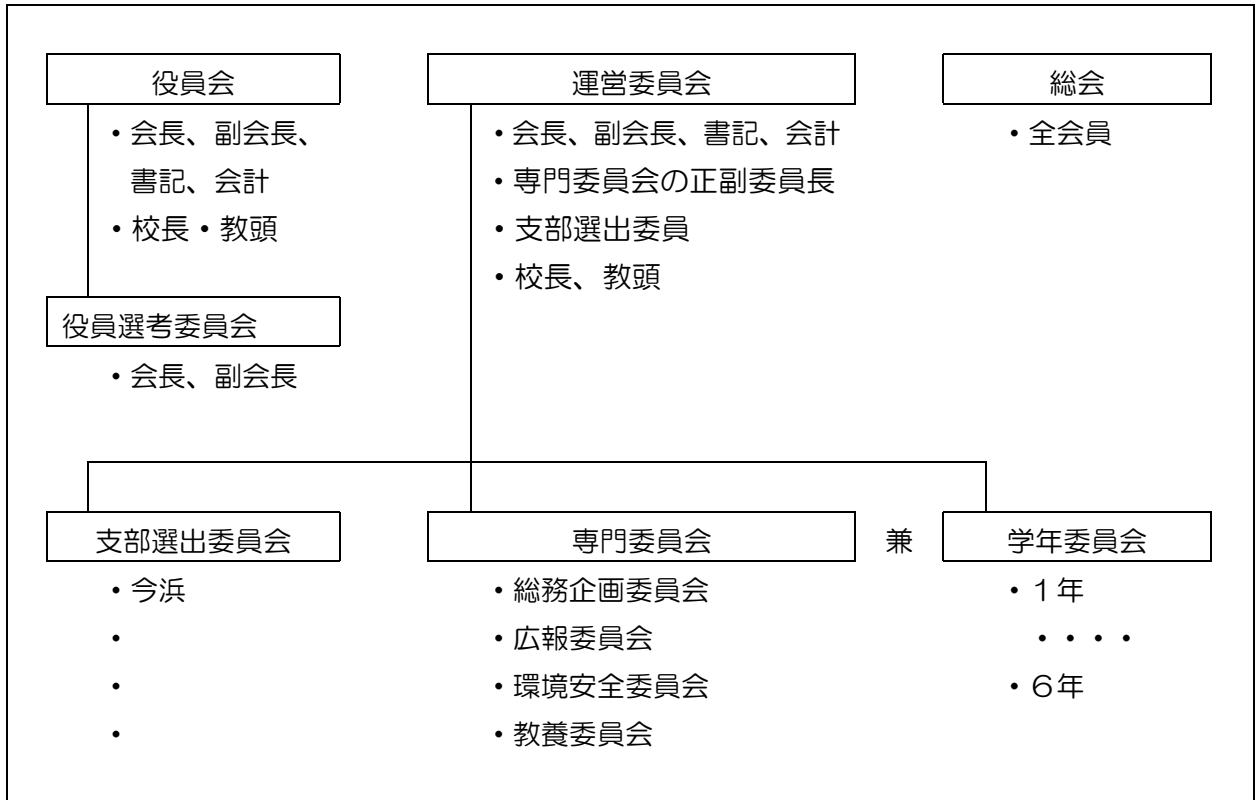
第14章 改正

第38条 本規約は、総会で、出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

附 則

本規約は、令和7年4月1日から施行する。

(志桜小学校 PTA 組織イメージ)



細則第3条, 4条: 案は任期2年の想定なので, 任期1年とした場合の学年委員会と専門委員会の学年割当や人数の検討が必要である。期1年となるため, 再検討を要する

志桜小学校PTA細則(案)

第1条 本細則は、規約の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

~~第2条 本会の会費は、次のとおりとし、学校事務費に合わせて徴収する。~~

~~(1) 保護者会員(世帯単位とする。)~~

~~ア (児童1人) 年額 円~~

~~イ (児童2人以上) 年額 円~~

~~(2) 教職員会員 年額 円~~

~~(3) 賛助会員 年額 円~~

第3条 役員、監査委員は、次の区分により、学年毎に選出する。(or) 地区毎に選出する

- 2 前年度の副会長は会長となり、母親副代表は母親代表となり、書記・会計は監査委員となる。
- 3 各学年の学年委員は、次年度の役員、監査委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
会長						1名
副会長(次年度会長)					1名	
副会長(家庭教育委員) (母親代表)					1名	
副会長(家庭教育委員) (母親副代表) (次年度母親代表)				1名		
書記(次年度監査委員)			1名			
会計(次年度監査委員)		1名				
監査委員			1名	1名		
計		1名	2名	2名	2名	1名

第4条 専門委員会の委員は、次の区分により、学年毎に選出し、学年委員会の委員を兼ねる。

- 2 ~~総務企画委員会、広報委員会、環境安全委員会、教養委員会の各委員長は、前年度の副委員長から繰り上がり、副委員長はそれぞれ、新5年、新1年、新4年、新2年の保護者から選出する。~~
- 3 各学年の学年委員は、次年度の委員を 月までに、役員選考委員会に報告する。
新1年生の委員選考は、役員選考委員会が行う。

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
総務企画委員会	4名		4名	4名	4名	4名
広報委員会	4名	4名		4名	4名	4名
環境安全委員会	4名	4名	4名		4名	
教養委員会		4名	4名	4名		4名
計	3名	3名	3名	3名	3名	3名

◎は委員長、○は副委員長。

第 5 条 次の区分により支部を設ける。

今浜、米出、小川、新道、麦生、宿、竹生野・南吉田、...

第 6 条 支部選出委員の定数は、前年度の12月1日現在の保護者会員数（世帯単位）の15分の1とする。

附 則

本細則は、令和7年4月1日から施行する。

原案のとおり決定

志桜小学校 PTA 慶弔規定（案）

第 1 条 本規定は、細則の規定に基づき、運営委員会の審議を経て定める。

第 2 条 次の基準により、慶弔慰金若しくは記念品を贈る。

- (1) 会員、在籍する児童の死亡
香典 10,000円、生花半対
- (2) 会員、在籍する児童の14日間以上の入院
お見舞い 5,000円
- (3) その他、会長が必要と認めたとき
会長が金額を決定し、次回の運営委員会に報告する。

附 則

本規定は、令和7年4月1日から施行する。

その他

(第13回まで)

- P T A加入届をどのタイミングで周知するか。出すことによって非加入も可能であることがわかるが、役員を決めた後か、決める前か。
- 加入届の提出を役員も決めたいうえで、令和6年12月末までに出してほしい。統合後の4月では、事務局が忙しくなる。
- 役員を決める時期をいつにするか。(現志雄小は1学期、樋川小は12月)
- 役員候補者を学年の人数割り当てを基に各校から4名ずつ選出しておいて、話し合いで会長等を決めてはどうか。

(第14回)

- 加入届は、在校生については各学校P T Aの解散時の総会で、統合小学校へスライド移籍することを決議してもらい、加入届の提出を求めるのは、令和7年度の新1年生の保護者からとしてはどうか。しかし、その後に退会者が出てくる可能性もあるので、この件に関しては、もう少し協議が必要である。
- 令和6年度の各校の役員が集まって話し合う機会が必要ではないか。

今後の課題

- 令和7年度の役員選考方法や時期
- 学年委員会と専門委員会の割当
- 加入届の扱い